

もくじ

第1部 序論.....	1
第1章 プラン策定の趣旨.....	2
第2章 プランの構成と期間.....	2
第3章 男女共同参画推進プランにおける経過と現状.....	4
第4章 アンケート調査結果.....	6
第2部 男女共同参画推進プラン.....	11
第1章 施策体系.....	12
第2章 男女共同参画推進プラン.....	14
第3部 目標指標.....	25
目標指標.....	26
資料編.....	27
松川町男女共同参画推進委員会.....	28
松川町男女共同参画プラン推進会議.....	35

A red ribbon graphic with a black drop shadow, containing the text '第1部' and '序論'.

第1部
序論

第1章 プラン策定の趣旨

男性も女性もすべての個人が、お互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少社会が進んでいる現在にとってますます重要となってきました。

松川町では、松川町男女共同参加推進プランを平成13年3月から策定しており、平成28年4月から令和2年3月まで第4次プランの期間と定め、男女共同参画に関する施策を展開してまいりました。

第4次プランの期間が終了することから、「第5次松川町男女共同参画推進プラン」を策定します。

このプランは、男女共同参画による地域社会形成に向けて、第4次プランの現状と課題を洗い出し、また、第5次松川町総合計画【改訂版】に盛り込む「持続可能な地域づくり」の趣旨にのっとったプランとします。目標を「緑と水と太陽の栄える男女共生のまち まつかわ」とし、基本目標には第4次に掲げた3つの柱「男女共同参画に向けたひとづくり」「共に参加できる社会づくり」「共に支えあう家庭づくり」を継続して具体的な事業・施策や数値目標を定めます。

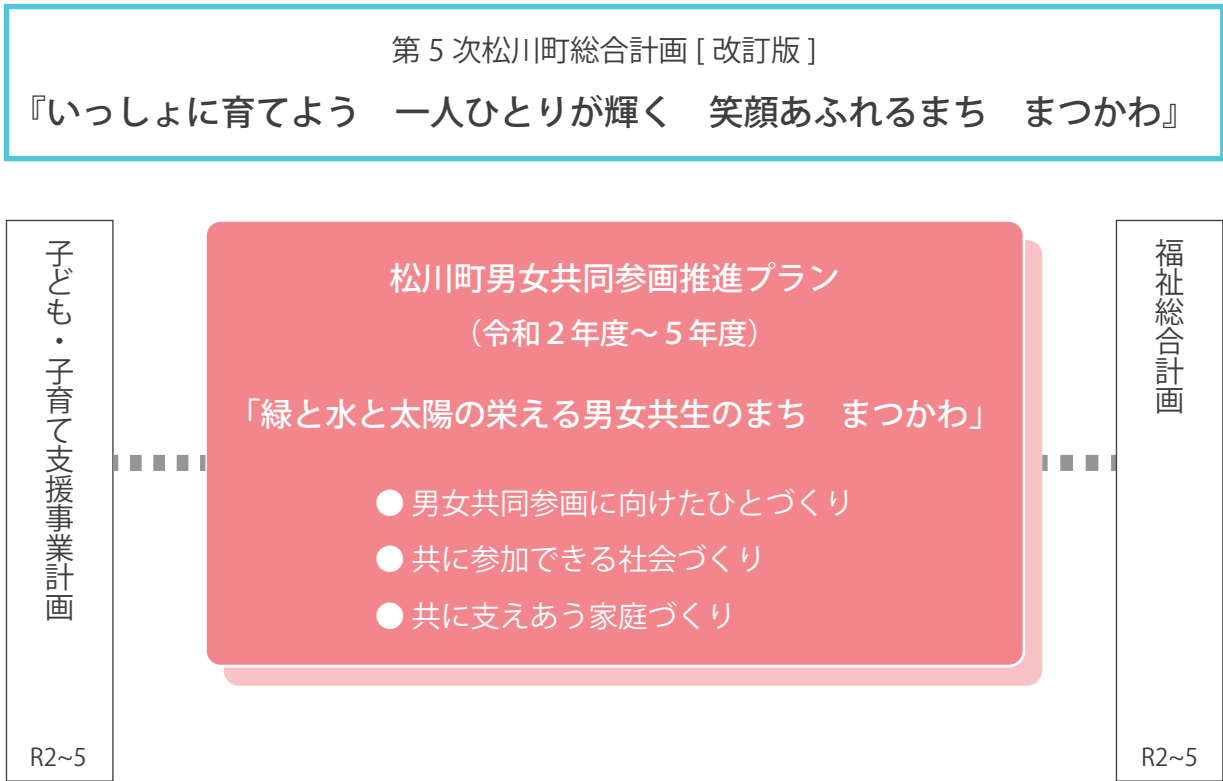
第2章 プランの構成と期間

第1節 プランの構成

第5次松川町男女共同参画推進プランは、目標、基本目標、基本事業、事業内容の4つで構成されています。

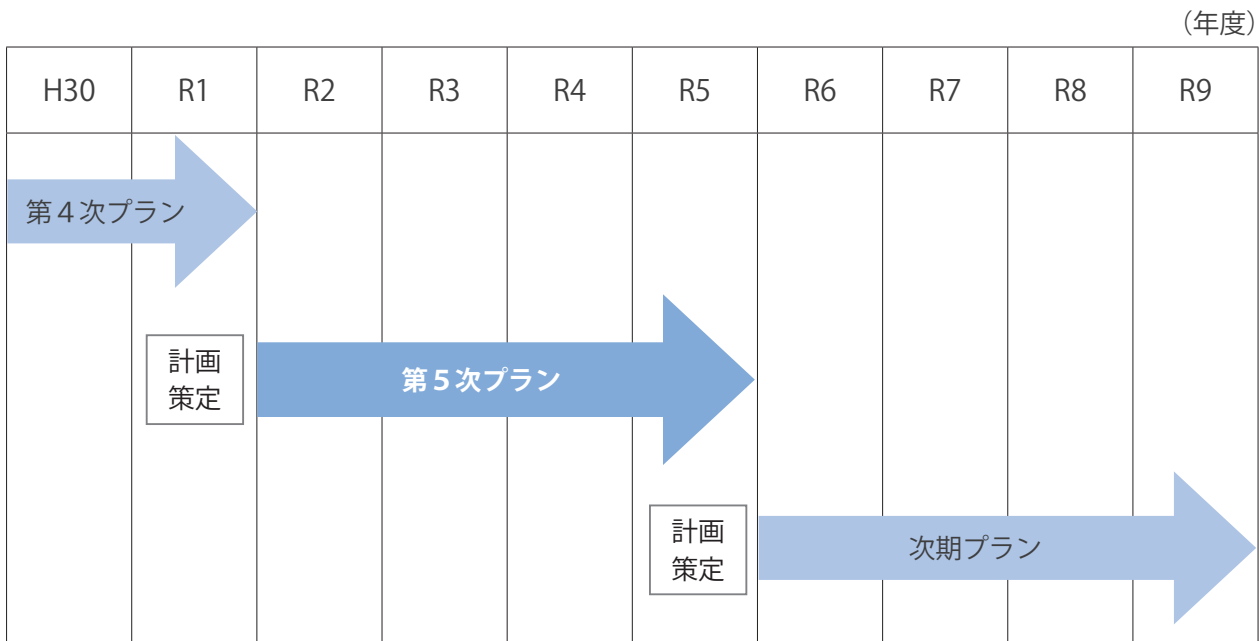
目標	松川町の男女共同参画プランを実現するための目標 「 緑と水と太陽の栄える男女共生のまち まつかわ 」
基本目標	上記目標を実現するための3つの柱 ●男女共同参画に向けたひとづくり ●共に参加できる社会づくり ●共に支えあう家庭づくり
基本事業	基本事業は、基本目標で示した3つの柱を実現するために必要となる施策を、項目ごとに示したものです。
事業内容	事業内容は、基本事業で示した施策について、具体的な取り組みを示したものです。

- ◆「松川町第5次総合計画【改訂版】」を上位計画とするプランです。
- ◆「子ども・子育て支援事業計画」「福祉総合計画」などの他の個別計画と連携し、男女共同参画社会を具現化する計画です。



第2節 プランの期間

この松川町男女共同参画プランは、令和2年度から令和5年度までの4箇年を計画期間として、4年ごとに見直すものとします。ただし、期間の途中であっても社会情勢の変化や、計画の進捗状況などに応じて必要な見直しを行うものとします。



第3章 男女共同参画推進プランにおける経過と現状

松川町男女共同参画推進プラン（以下この章において「プラン」という。）は、第1次〈平成14年度～17年度〉、第2次〈18年度～22年度〉、第3次〈23年度～27年度〉、第4次〈28年度～令和元年度〉と改訂を重ねながら、事業の計画、推進を行ってまいりました。平成20年4月には、松川町男女共同参画推進条例を施行しました。条例の中には、6つの基本理念を制定し、基本理念に則した男女共同参画の推進を行うことが謳われました。プランも条例の中で、「総合的かつ長期的な施策の大綱」「総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」を定める男女共同参画計画と位置付けられました。

第4次プランの期間では、町の広報・公民館報を活用した啓発活動、男（ひと）と女（ひと）いきいき講座等の学習、女性団体連絡会への支援を行ってまいりました。区会・地区公民館それぞれから選出された男女共同参画地区推進委員を通じて、地域に男女共同参画の重要性をお伝えし、推進を行ってきました。平成23年に起きた東日本大震災をきっかけに、女性の自主防災会への参加が重要とされ、出前講座や男と女いきいき講座で取り上げ、女性視点の防災を考えていただくきっかけづくりを行ってきました。

第4次プラン期間内で行ってきた出前講座では、出席者に対して、アンケートを行いました。また、第5次プランの策定作業においては、第4次プラン策定時と同じ、区会、自治会、事業所アンケートを実施し、前回アンケート結果との比較を行いました。それらのアンケート結果、男女共同参画プラン推進会議等で出された意見等から次の現状が把握されました。

- (1) 女性の社会進出により、企業での管理職登用など女性活躍が進んできている。
- (2) 人口減少や、区会・自治会の構成員が高齢化する中、区会・自治会への女性役員登用に必要性を感じている男性は多い。
- (3) 男性の家族（特に配偶者）がいる家庭では女性が区会・自治会の会議に出席する機会がなく、女性が区会・自治会運営を目の当たりにすることがない。そのためか、女性には無理だと考える人が多い。
- (4) 本館・地区館ともに公民館の役員には、女性が選出されている。また、衛生委員や会計など女性の力を発揮しやすい役員から徐々に選出が進んでいる。
- (5) 女性自身が仕事を持ちながら子育てを行っている松川町の現状において、さらに、地域で活躍するためには、家事や子育ての分担など、家族の理解と協力が必要である。

目標指標に対する成果

目標指標	目標値	H28	H29	H30
男（ひと）と女（ひと）いきいき講座参加者数	50人	31人	29人	70人
出前講座開催（各種団体）	4回	8回	8回	6回
町審議会等への女性登用率	25%	22.8%	23.3%	24.3%
男女共同参画推進に関わる出前講座自治会単位での開催（延べ開催自治会数）※	32自治会	7自治会 1区	15自治会 1区	20自治会 2区
町の課長係長に占める女性職員比率	25%	16.2%	20.0%	29.0%

※ H26・27年度に6区会で出前講座を開催しており、8区会すべてで出前講座は実施済み。

第4章 アンケート調査結果

区会・自治会アンケート【令和元年8月実施】

区会の回答数は8中7区会、自治会等の回答数は72中58自治会でした。

「現在、役員に女性はいますか」という設問に対し、区会は3（42.9%）、自治会は45（77.6%）という結果となりました。平成22年度に実施したアンケート結果（区会0、自治会27）に比べ、女性役員が増加していることがわかります。

「平成30年度と比べて女性の役員数に変化がありましたか」という設問に対し、区会は「変化がない」が6（85.7%）、自治会では40（69.0%）と依然高い数値を示しています。

以下は、アンケート結果の一部抽出です。

アンケート回答数

	H22	H27	R1
区会（8区会）	6	7	7
自治会（72自治会）	37	58	58

●役員選出において、女性役員の登用について何か方策をとっていますか。（単位：数）

		区会			自治会		
		H22	H27	R1	H22	H27	R1
1	正副区長、正副自治会長、会計に女性が就任するように努力している	0	0	0	0	0	1
2	区会議員、自治会役員、隣組長に女性が就任するように努力している	1	2	0	4	6	12
3	女性区会議員、女性自治会役員等の導入、増員について協議している	0	1	0	2	2	0
4	女性就任に関して規約等改正し、「女性何人」と明記している	0	0	0	1	0	0
5	女性も候補に上がるようにしている	0	2	0	8	17	15
6	男女共同参画について区、自治会で学習した	0	2	1	0	0	7
7	その他	2	1	3	12	26	11
	回答なし（無記入）	3	1	2	10	10	11

自治会では女性登用について努力している回答、女性を候補に挙げるようにしている回答が平成22年度結果に比べて増えています。「その他」の回答では、「自治会役員は各家庭持ち回りで男女関係なくお願いしている」「総会で女性の出席をお願いしている」という意見がありました。また「高齢化や人手不足により男女問わず役員にならざるを得ない」という意見もありました。

●女性役員の登用について、何が支障となっていると思いますか。(単位：数)

		区会			自治会		
		H22	H27	R1	H22	H27	R1
1	女性が役員に就任することについて、住民に理解を得るのが難しい	0	2	1	1	1	3
2	女性が役員に就任することについて、他の役員の理解を得るのが難しい	0	1	0	0	1	2
3	家族の同意が得られない	2	2	3	3	4	8
4	今までの慣例	4	6	2	18	31	36
5	役員の改選が毎年のため、女性役員登用の意識が根づかない	1	1	2	11	18	20
6	女性自身に意識がない	4	4	4	8	24	26
7	その他	1	2	1	5	9	5
	回答なし(無記入)	—	0	—	—	6	—

区会、自治会とも依然として「今までの慣例」という回答が最も多く、次いで「女性自身に意識がない」、自治会では「役員の改選が毎年のため、女性役員登用の意識が根づかない」という回答が多い結果となりました。「その他」では、「歳だから、女性だからと役員を拒むケースがある」という意見がありました。

●区、自治会に女性役員の登用は必要だと思いますか。(単位：数)

	区会			自治会		
	H22	H27	R1	H22	H27	R1
必要である	3	7	6	27	47	48
必要でない	2	0	0	9	7	4
回答なし(無記入)	2	0	1	1	4	6

区会では、「必要である」との回答が6(85.8%)にまで達しています。自治会も平成22年度結果の27(73.0%)に比べ、48(82.8%)と増加しています。

●自由回答では、「男女の特性を生かした役割分担として男女差は存在すると思う。」「自治会の加入者が年々減っており、高齢化、一人暮らし世帯が多くなっています。そのため、男女共同参画の認識は持っていますが、役員の選出にあたっては様々な制約が生じます。」「女性本人が自治会の役員になることを嫌がっている。」等の意見がありました。

事業所アンケート【令和元年8月実施】

従業員4名以上の事業所108に対しアンケート調査を行い、41（38.0%）の事業所から回答を得ました。

以下は、アンケート結果の一部抽出です。

- 「主なことを決めるのは男性、実務や補助的なことは女性」といった性別によって役割を固定する考え方についてはどう思いますか。（単位：事業所数）

		H22	H27	R1
1	同感する	3	0	0
2	どちらかといえば同感する	6	4	6
3	どちらかといえば同感しない	12	7	14
4	同感しない	18	14	12
5	どちらともいえない	17	15	9
	回答なし（無記入）	—	1	0

「どちらともいえない」と回答した事業所が15（22.0%）、「同感しない」「どちらかといえば同感しない」と回答した事業所が26（63.4%）でした。平成22年度結果に比べ、「同感する」と回答した事業所は0（0%）となっています。

- 女性の管理職登用についてどう思われますか。（単位：事業所数）

		H22	H27	R1
1	既に登用している	17	13	18
2	今後、積極的に登用する予定	6	2	6
3	必要だと考えているが、今のところ行う予定はない	19	15	12
4	必要だとは思わない	13	1	1
5	その他	1	7	4
	回答なし（無記入）	0	3	0

「既に登用している」と回答した事業所が18（43.9%）と最も多く、次に「必要だと考えているが、今のところ行う予定はない」と回答した事業所が12（29.2%）でした。平成22年度結果に比べ、「必要だとは思わない」との回答が1（2.4%）と大きく減少しています。「その他」では、「能力次第、男女は関係ない」という意見、また「管理職に当たるかはっきりしないが役職は登用している。」という意見がありました。

●女性が働き続けるには、どんなことが支障になると思いますか。(3つ選択)(単位:事業所数)

		H22	H27	R1
1	育児	45	33	33
2	子どもの教育	10	6	4
3	家事	16	8	17
4	高齢者や病人の介護	25	15	23
5	家族の協力が得られない	11	11	4
6	結婚・出産退職の慣行	9	10	9
7	長時間労働	13	5	7
8	子育て支援制度の不備	13	9	6
9	女性本人の考え	21	11	11
10	支障はない	0	1	2
	回答なし(無記入)	—	4	0

全回答数 116 に対し、「育児」と回答した事業所が 33 (28.4%)、次に「高齢者や病人の介護」が 23 (19.8%) でした。「家族の協力が得られない」という回答が 4 (3.4%) と前 2 回の結果から減っています。しかし「結婚・出産退職の慣行」「女性本人の考え」と回答した事業所は平成 27 年度結果とあまりかわっていません。

●女性が再就職しようとする場合、どんなことが特に問題になるとおもわれますか。

(3つ選択)(単位:事業所数)

		H22	H27	R1
1	年齢	21	13	7
2	低賃金	14	6	7
3	労働条件の低下	34	15	21
4	家族が協力的でない	19	12	11
5	技術についていけない	18	15	13
6	再雇用制度が確立されていない	11	6	9
7	希望する職種がない	21	14	18
8	その他	0	3	4
	回答なし(無記入)	—	6	—

全回答数 86 に対し、「労働条件の低下」と回答した事業所が 21 (24.4%) と多く平成 27 年度結果より増加しています。次に「希望する職種がない」が 18 (20.9%) でした。「家族が協力的でない」は、平成 27 年度結果 12 (14.8%) に比べ、11 (12.7%) とあまり変わっておらず、依然として家庭内の意識改革も課題であるという結果となりました。その他の意見では「企業規模」や「柔軟な勤務時間変更制度」という意見がありました。

●男性従業員が育児・介護休暇を取得することについてどう思われますか。(単位：事業所数)

		H22	H27	R1
1	積極的に取得してほしい	8	4	4
2	取得してほしいが現実には難しい	29	23	29
3	あまり取得してほしくない	19	9	6
4	制度についてよく知らなかった	0	0	0
5	その他	1	2	2
	回答なし(無記入)	—	3	0


「取得してほしいが現実には難しい」と回答した事業所が29(74.3%)と最も多くあり、平成27年度結果の36(63.8%)より増加しました。「あまり取得してほしくない」が平成22年度結果(19(33.9%))と比べ、6(15.4%)と減少しています。

●男性も女性も、ともに働きやすい職場を作るために、特に必要と思われることはどんなことだと思いますか。(単位：事業所数)

		H22	H27	R1
1	男女平等に関する意識改革	15	5	8
2	男女格差(賃金・配置・昇進)の是正	9	4	7
3	セクシャルハラスメントの防止	0	0	0
4	教育訓練・研修の男女の公平な機会の確保	6	1	0
5	育児・子育ての支援	21	8	14
6	介護休業制度の取得	1	1	1
7	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	—	14	11
8	その他	4	4	0
	回答なし(無記入)	0	4	0

「育児・子育ての支援」が14(34.1%)と最も多く平成27年度結果8(24.2%)より増加しています。次に「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進」と回答した事業所が11(26.8%)となりました。

●法律の認知度についての設問もありましたが、国の施策である男女雇用機会均等法は73.2%、男女共同参画基本法は51.2%、その他労働条件に関する法律は概ね70.7%と認知度が高く、町の施策である松川町男女共同参画推進条例に関しては7.3%、松川町男女共同参画推進プランは4.9%、男(ひと)と女(ひと)いきいき講座は4.9%と認知度が低い結果となりました。

A red ribbon graphic with a black drop shadow, containing the text for the second part of the plan.

第2部
男女共同参画推進プラン

第1章 施策体系

本計画は、下図に示すとおり、目標である「緑と水と太陽の栄える男女共生のまち まつかわ」を実現するため、3つの基本目標、7つの基本事業、具体的な計画項目である13の事業内容からなる体系として整理します。

男女共同参画体系図

目標	基本目標	基本事業	事業内容
「緑と水と太陽の栄える男女共生のまち まつかわ」	(1) 男女共同参画に向けた人づくり	①男女共同参画啓発活動の推進	01 男女共同参画啓発活動の推進
		②人権教育の推進	01 講座・教室の開催 02 性に関する健全な知識の普及 03 男女共同参画社会を学ぶ機会の充実
		③DV、児童虐待防止対策の推進	01 DV、児童及び高齢者の虐待防止対策の推進 02 要保護児童対策地域協議会の機能強化と発揮
	(2) 共に参加できる社会づくり	①政策や方針決定の場への女性参画	01 審議会、委員会等への女性参画の推進
		②地域社会での男女共同参画推進	01 区会、自治会等役員への女性の積極的参加の推進 02 自主防災組織の強化
		③働く場での参画の推進	01 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等啓発促進 02 女性の職域拡大と管理職等への登用の促進(女性活躍法) 03 農業担い手の育成支援
	(3) 共に支えあう家庭づくり	①家庭での相互理解の促進	01 家庭の日のPRと実践展開

計画の見方

第2部 男女共同参画推進プラン		第5次松川町男女共同参画推進プラン																
第2章 男女共同参画推進プラン 1																		
第1節 基本目標1 男女共同参画に向けたひとつくり 2																		
3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>現況</th> <th>課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◇平成28年度に第4次松川町男女共同参画推進プランを策定し、計画に基づいた推進を図っています。</td> <td>◆町広報紙、公民館報や男女共同参画新聞による情報発信は、今後も継続することが大切です。 ◆世代によって異なる意識の違いを考慮し、啓発事業を展開していく必要があります。</td> </tr> <tr> <td>3 教育の中で人権や性に対する意識の定着を図る事業や社会教育の中で成人を対象とした男女共同参画に関わる事業が行われています。</td> <td>4 での学習会の開催等を通じ、徐々に事業の推進が果たせる方策が重要であり、公民館事業等で男女共同参画に係る事業を実施しています。より多くの方が参加する事業の開催も必要になります。 ◆男(ひと)と女(ひと)いきいき講座、暮らしの知識を学ぶ講座を行っているも、出席者が女性ばかりで共同参画の啓発につながっていません。 ◆女性団体連絡会の加入団体が減少し、新たに発足している女性団体が加入していません。若い世代に女性団体連絡会が必要とされています。</td> </tr> </tbody> </table>	現況	課題	◇平成28年度に第4次松川町男女共同参画推進プランを策定し、計画に基づいた推進を図っています。	◆町広報紙、公民館報や男女共同参画新聞による情報発信は、今後も継続することが大切です。 ◆世代によって異なる意識の違いを考慮し、啓発事業を展開していく必要があります。	3 教育の中で人権や性に対する意識の定着を図る事業や社会教育の中で成人を対象とした男女共同参画に関わる事業が行われています。	4 での学習会の開催等を通じ、徐々に事業の推進が果たせる方策が重要であり、公民館事業等で男女共同参画に係る事業を実施しています。より多くの方が参加する事業の開催も必要になります。 ◆男(ひと)と女(ひと)いきいき講座、暮らしの知識を学ぶ講座を行っているも、出席者が女性ばかりで共同参画の啓発につながっていません。 ◆女性団体連絡会の加入団体が減少し、新たに発足している女性団体が加入していません。若い世代に女性団体連絡会が必要とされています。	5	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基本事業</th> <th>事業の内容</th> <th>担当課係名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①男女共同参画啓発活動の推進</td> <td>【01】男女共同参画啓発活動の推進 ●男女共同参画に対する意識啓発を図るため、広報紙等による啓発活動を実施します。 ・広報まつかわや広報まつかわ、チャンネル・ユー、男女共同参画コーナーによる広報活動を行います。</td> <td>生涯学習課 生涯学習・男女共同参画係</td> </tr> <tr> <td>②人権教育の推進</td> <td>【01】講座・教室の開催 ●男女共同参画に関する学習機会を提供するため、人権教育講座を開催します。 ・男性が参加しやすい講座とするため、今までの講座を見直し、防災講座や男性向け家事の講座を開催します。 ・町内在住の外国から来た方と協力し、国際交流の場の企画をします。 【02】性に関する健全な知識の普及 ●性に関する健全な知識を養育するため、各学年に合わせた性教育を行い、理解を深められるようにします。 ・保健師や医療機関と連携し、「命の誕生・命の大切さ」等をテーマに児童生徒の発達段階に応じた指導を行います。 ・インターネットの普及により情報が偏ってしまうため、正しい知識を学べるようにします。 【03】男女共同参画を学ぶ機会の充実 ●男女共同参画について学ぶため、研修の機会を確保します。 ・小さな単位での出前講座を通して、男女の違いを認め合い、それぞれの役割を理解し合い、意識改革を図るとともに意見や課題について話し合います。 ・男女共同参画研修会への参加を促進します。 ・研修会で学んだことを具現化して実践につなげます。</td> <td>生涯学習課 生涯学習・男女共同参画係 こども課 学校教育係</td> </tr> </tbody> </table>	基本事業	事業の内容	担当課係名	①男女共同参画啓発活動の推進	【01】男女共同参画啓発活動の推進 ●男女共同参画に対する意識啓発を図るため、広報紙等による啓発活動を実施します。 ・広報まつかわや広報まつかわ、チャンネル・ユー、男女共同参画コーナーによる広報活動を行います。	生涯学習課 生涯学習・男女共同参画係	②人権教育の推進	【01】講座・教室の開催 ●男女共同参画に関する学習機会を提供するため、人権教育講座を開催します。 ・男性が参加しやすい講座とするため、今までの講座を見直し、防災講座や男性向け家事の講座を開催します。 ・町内在住の外国から来た方と協力し、国際交流の場の企画をします。 【02】性に関する健全な知識の普及 ●性に関する健全な知識を養育するため、各学年に合わせた性教育を行い、理解を深められるようにします。 ・保健師や医療機関と連携し、「命の誕生・命の大切さ」等をテーマに児童生徒の発達段階に応じた指導を行います。 ・インターネットの普及により情報が偏ってしまうため、正しい知識を学べるようにします。 【03】男女共同参画を学ぶ機会の充実 ●男女共同参画について学ぶため、研修の機会を確保します。 ・小さな単位での出前講座を通して、男女の違いを認め合い、それぞれの役割を理解し合い、意識改革を図るとともに意見や課題について話し合います。 ・男女共同参画研修会への参加を促進します。 ・研修会で学んだことを具現化して実践につなげます。	生涯学習課 生涯学習・男女共同参画係 こども課 学校教育係
現況	課題																	
◇平成28年度に第4次松川町男女共同参画推進プランを策定し、計画に基づいた推進を図っています。	◆町広報紙、公民館報や男女共同参画新聞による情報発信は、今後も継続することが大切です。 ◆世代によって異なる意識の違いを考慮し、啓発事業を展開していく必要があります。																	
3 教育の中で人権や性に対する意識の定着を図る事業や社会教育の中で成人を対象とした男女共同参画に関わる事業が行われています。	4 での学習会の開催等を通じ、徐々に事業の推進が果たせる方策が重要であり、公民館事業等で男女共同参画に係る事業を実施しています。より多くの方が参加する事業の開催も必要になります。 ◆男(ひと)と女(ひと)いきいき講座、暮らしの知識を学ぶ講座を行っているも、出席者が女性ばかりで共同参画の啓発につながっていません。 ◆女性団体連絡会の加入団体が減少し、新たに発足している女性団体が加入していません。若い世代に女性団体連絡会が必要とされています。																	
基本事業	事業の内容	担当課係名																
①男女共同参画啓発活動の推進	【01】男女共同参画啓発活動の推進 ●男女共同参画に対する意識啓発を図るため、広報紙等による啓発活動を実施します。 ・広報まつかわや広報まつかわ、チャンネル・ユー、男女共同参画コーナーによる広報活動を行います。	生涯学習課 生涯学習・男女共同参画係																
②人権教育の推進	【01】講座・教室の開催 ●男女共同参画に関する学習機会を提供するため、人権教育講座を開催します。 ・男性が参加しやすい講座とするため、今までの講座を見直し、防災講座や男性向け家事の講座を開催します。 ・町内在住の外国から来た方と協力し、国際交流の場の企画をします。 【02】性に関する健全な知識の普及 ●性に関する健全な知識を養育するため、各学年に合わせた性教育を行い、理解を深められるようにします。 ・保健師や医療機関と連携し、「命の誕生・命の大切さ」等をテーマに児童生徒の発達段階に応じた指導を行います。 ・インターネットの普及により情報が偏ってしまうため、正しい知識を学べるようにします。 【03】男女共同参画を学ぶ機会の充実 ●男女共同参画について学ぶため、研修の機会を確保します。 ・小さな単位での出前講座を通して、男女の違いを認め合い、それぞれの役割を理解し合い、意識改革を図るとともに意見や課題について話し合います。 ・男女共同参画研修会への参加を促進します。 ・研修会で学んだことを具現化して実践につなげます。	生涯学習課 生涯学習・男女共同参画係 こども課 学校教育係																
14		15																

左頁

- 1 計画の名称
- 2 基本目標
- 3 松川町の現況
- 4 現況に対する課題

右頁

- 5 基本事業の名称
- 6 事業内容の要約
- 7 事業の内容
- 8 事業ごとの担当課係名

※右ページの基本事業・事業の内容・担当課係名は左ページの現況及び課題に対応しています。

第2章 男女共同参画推進プラン

第1節 基本目標1 男女共同参画に向けたひとつづくり

現 況	課 題
◇平成28年度に第4次松川町男女共同参画推進プランを策定し、計画に基づいた推進を図っています。	<ul style="list-style-type: none"> ◆町広報誌、公民館報や男女共同参画新聞による情報発信は、今後も継続することが大切です。 ◆世代によって異なる意識の違いを考慮し、啓発事業を展開していく必要があります。
◇学校教育の中で人権や性に対する意識の定着を図る事業や社会教育の中で成人を対象とした男女共同参画に関わる事業が行われています。	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域での学習会の開催等を通じ、徐々に事業の推進が果たせる方策が重要であり、公民館事業等で男女共同参画に係る事業を実施しています。より多くの方が参加する事業の開催も必要になります。 ◆男（ひと）と女（ひと）いきいき講座、暮らしの知識を学ぶ講座を行っているも、出席者が女性ばかりで共同参画の啓発につながっていません。 ◆女性団体連絡会の加入団体が減少し、新たに発足している女性団体が加入していません。若い世代に女性団体連絡会が必要とされていません。

基本事業	事業の内容	担当課係名
①男女共同参画啓発活動の推進	<p>【01】男女共同参画啓発活動の推進</p> <p>●男女共同参画に対する意識啓発を図るため、広報誌等による啓発活動を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報まつかわや館報まつかわ、チャンネル・ユ一、男女共同参画コーナーによる広報活動を行います。 	生涯学習課 生涯学習・男女共同参画係
②人権教育の推進	<p>【01】講座・教室の開催</p> <p>●男女共同参画に関する学習機会を提供するため、人権教育講座を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性が参加しやすい講座とするため、今までの講座を見直し、防災講座や男性向け家事の講座を開催します。 ・町内在住の外国から来た方と協力し、国際交流の場の企画をします。 	生涯学習課 生涯学習・男女共同参画係
	<p>【02】性に関する健全な知識の普及</p> <p>●性に関する健全な知識を養い育てるため、各学年に合わせた性教育を行い、理解を深められるようにします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師や医療機関と連携し、「命の誕生・命の大切さ」等をテーマに児童生徒の発達段階に応じた指導を行います。 ・インターネットの普及により情報が偏ってしまうため、正しい知識を学べるようにします。 	こども課 学校教育係
	<p>【03】男女共同参画を学ぶ機会の充実</p> <p>●男女共同参画について学ぶため、研修の機会を確保します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小さな単位での出前講座を通して、男女の違いを認め合い、それぞれの役割を理解し合い、意識改革を図るとともに意見や課題について話し合います。 ・男女共同参画研修会への参加を促進します。 ・研修会で学んだことを具体化して実践につなげます。 	生涯学習課 生涯学習・男女共同参画係

現 況	課 題
<p>◇ドメスティックバイオレンス(以下、「DV」という。)、児童および高齢者虐待の事案が町内でも発生しています。</p> <p>◇周知が広がることにより、当事者や周りの方の意識が変わり、事案に対しての通報が増え始めています。一般通報の他、警察通報もありより一層の連携が望まれます。</p>	<p>◆ DV や虐待事例については通常表面化していないため、発生防止を図る上で、きめ細かな情報収集と確認作業、発生時においては迅速な対応を取る必要があります。</p>
<p>◇国内では、幼児の虐待死などの事件が多発しています。児童虐待や発達障がいなど様々な要素が絡んで発生する子どもや家族の問題が増加していることから、保健福祉課や児童相談所、飯田福祉事務所などと連携し、実態把握、個別ケース検討会議等を設け適切な対応ができるよう努めています。</p> <p>◇不登校児童、生徒の増加やクラスになじめないなどに加え、スマートフォンやPCなどネット依存からくる生活リズムの乱れや家庭内暴力が全国的な問題になっています。</p>	<p>◆虐待等による要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、地域における協議会の機能強化を図り、関係機関との連携に努めることが必要です。</p>

基本事業	事業の内容	担当課係名
<p>③ DV、児童虐待防止対策の推進</p>	<p>【01】 DV、児童および高齢者の虐待防止対策の推進</p> <p>● <u>DV や虐待の発生を予防するため、啓発および通報協力等の普及促進を行うとともに、事案が発生した場合は速やかに対応します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・噂や風評等の段階であっても担当地区の民生児童委員に確認を行う他、児童相談所、保健福祉事務所の相談員等と情報の交換を行います。 ・広報誌により住民に DV、虐待事案の通報協力をお願いします。 ・保護対象者の保護を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ①住民票・戸籍附表の閲覧制限の手続き指導を行います。 ②各種手当の給付についてアドバイスします。 ③ DV・児童虐待案件は密接に関係していることがあることから、子ども課や関係機関と連携し必要に応じて母子寮（一時保護）やシェルター等への避難誘導を図ります。 	<p>保健福祉課 福祉係 包括支援センター</p>
	<p>【02】 要保護児童対策地域協議会の機能強化と発揮</p> <p>● <u>虐待等による要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、地域協議会の機能強化を図り、関係機関（児童相談所・保育園や小中学校等）との連携を取りながら適切な対応に努めます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に実務者会議を開催し実態把握を行い、個別ケース検討会議等を設け適切な対応に努めます。 	<p>こども課 こども係</p>

第2節 基本目標2 共に参画できる社会づくり

現 況	課 題
<p>◇町の政策決定の場へ女性の進出は徐々に進んでいます。しかし、地域枠など女性が選出されにくい状況もあり理想とする男女比1：1とまでには至りません。</p>	<p>◆政策決定の場への女性の進出は、徐々に進んでいます。更に女性の登用を進めるには女性の意識改革が必要です。</p> <p>◆審議会委員を決めるための条例や制度改正が必要です。</p>
<p>◇地域社会の女性役員の登用について区長・自治会長会での要請を繰り返し行っています。</p> <p>◇区会単位での学習会（出前講座）を進めてきました。</p> <p>◇自治会役員への女性登用は、特に福祉、健康、環境等の分野において徐々にではあるが行われています。</p>	<p>◆地域社会の場への女性進出は徐々に進んでいます。底辺拡大を図るには男女共同参画の出前講座を区会単位から自治会単位へ切り替え、より広く周知していくことが必要になります。</p>
<p>◇9割強の区会および自治会が、自主防災組織を結成し、防災活動を行っています。</p> <p>◇自主防災組織施設整備事業、消防施設整備事業により、災害時に備えた物資の整備が進められています。</p> <p>◇町・自主防災組織・消防団の連携を強化するため、安否確認と情報伝達を主体とする防災訓練を平成20年度より実施しています。</p>	<p>◆自主防災の組織化は進みましたが、各組織のリーダーは自治会役員の兼務によるものが多く、活動の継続性が危惧されており、機能的な組織活動が求められています。</p> <p>◆自主防災組織に未加入の方（自治会未加入者）の対応について、組織への参画を促していく必要があります。</p> <p>◆自主防災組織への女性参画が進んでいない。</p>

基本事業	事業の内容	担当課係名								
①政策や方針決定の場への女性参画	<p>【01】 審議会、委員会等への女性参画の推進</p> <p>●女性の視点を町の政策や方針等へ反映させるため、審議会委員等への女性の登用を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進条例に基づき、積極的な登用を促します。充て職よりも公募委員の増員を促し、女性登用の機会を増やします。 女性の割合を5割にするようクォーター制を目指します。 <table border="1" data-bbox="363 678 1246 770"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町審議会等への女性登用率(%)</td> <td>22.8</td> <td>23.3</td> <td>24.3</td> </tr> </tbody> </table>	指標	H28	H29	H30	町審議会等への女性登用率(%)	22.8	23.3	24.3	生涯学習課 生涯学習・男女共同参画係
指標	H28	H29	H30							
町審議会等への女性登用率(%)	22.8	23.3	24.3							
②地域社会での男女共同参画推進	<p>【01】 区会、自治会等役員への女性の積極的参加の推進</p> <p>●地域意思決定に関する方針等の企画の場に女性が男性とともに参画できるように、あらゆる機会を通じて区会・自治会に協力要請を行うとともに、社会的気運の醸成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 区長・自治会長会での女性役員登用の要請を実施します。 男女共同参画地区推進員と協力し、自治会での出前講座の開催をします。 出前講座を通じ役員女性の女性枠について検討します。公民館役員を役員数に加えたうえで、各区会自治会に女性役員枠を数字で目標とするよう促します。 自治会等の会議には世帯主だけでなく、夫婦親子そろって出席するよう促進します。 	生涯学習課 生涯学習・男女共同参画係								
	<p>【02】 自主防災組織の強化</p> <p>●自主防災組織が、持続的かつ機能的な活動ができる組織とするため、情報共有や学習会等による活動の強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 知識や技術の情報共有等を行うリーダー研修会を通じ自主防災会のリーダー育成・活性化を図ります。 自主防災組織施設整備事業により施設整備の充実を図ります。 防災アドバイザーの活用により組織に必要な情報を提供していきます。 日本赤十字奉仕団等と連携し、災害時の対応訓練を実施します。 町防災訓練を実施し、地域との連携確認や地域住民が初動時における行動ができるよう訓練を行います。 自主防災組織への女性の登用を促していきます。 地域の要望に即した出前講座の開催し、地域全体の防災意識の向上を図ります。 <table border="1" data-bbox="363 1980 1246 2072"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災施設事業活用累計自治会数</td> <td>216</td> <td>256</td> <td>294</td> </tr> </tbody> </table>	指標	H28	H29	H30	防災施設事業活用累計自治会数	216	256	294	総務課 危機管理係
指標	H28	H29	H30							
防災施設事業活用累計自治会数	216	256	294							

第2部 男女共同参画推進プラン


現 況	課 題
<p>◇平成 27 年 8 月から、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が施行されました。国の施策である法律等の認知度は概ね 70% と高くなっています。</p>	<p>◆法令等の啓発は引き続き必要です。 ◆女性の職業生活における活躍の推進に関する法律は、新しい法律であり、各事業所に啓発が必要になります。</p>
<p>◇女性の能力と適性を正しく評価し、役職登用を、男女の差をなくし行う事が重要であるとする事業所が増加傾向にあります。</p>	<p>◆女性の登用に伴う各種制度の普及啓発状況を確認する必要があります。</p>
<p>◇ JA みなみ信州と共同で営農支援センターを設置運営（平成 13 年度～）しています。 ◇若手農業者グループ若武者（平成 13 年度～）の活動は継続的かつ積極的に実施されています。 ◇楽しい女性の学習会（平成 18 年度～）の他、農村女性ネットワーク等の農村女性グループの活動が継続的に実施されています。</p>	<p>◆営農支援に関する JA の担任業務が縮小傾向にあり、町（農村交流センターみらい）が担わなければならない範囲が拡大しています。 ◆農村女性グループ活動について、目的別地域別世代別等、新たな視点で拡大する余地があると考えられます。</p>

基本事業	事業の内容	担当課係名								
③働く場での参画の推進	<p>【01】女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等啓発促進</p> <p>●女性の職業生活における活躍の推進するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」）および松川町男女共同参画推進条例の啓発に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工会に協力を要請し、町内企業への女性活躍推進法と松川町男女共同参画推進条例の啓発を行います。 ・企業向けの講演会を開催します。【新規】 	生涯学習課 生涯学習・男女共同参画係								
	<p>【02】女性の職域拡大と管理職等への登用の促進（女性活躍推進）</p> <p>●女性の就業機会の拡大や再雇用の促進のため、『産前産後休暇制度や育児休業制度、介護休暇制度など各種制度』の普及・啓発に、関係機関と連携して努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークライフバランスの啓発を行います。 ・マタニティハラスメント防止への啓発を行います。 ・実態把握のため、事業所対象のアンケート調査を定期的を実施し、アンケート結果を各事業所に報告していきます。 ・優良事業所の表彰制度を制定し推進します。【新規】 ・先輩女性職員（課長係長）から事例や経験等による談話（研修）の機会を設け、キャリア形成を支援します。 <table border="1" data-bbox="363 1153 1246 1285"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町の課長係長に占める女性職員の比率（%）</td> <td>16.2</td> <td>20</td> <td>29.2</td> </tr> </tbody> </table>	指標	H28	H29	H30	町の課長係長に占める女性職員の比率（%）	16.2	20	29.2	生涯学習課 生涯学習・男女共同参画係 総務課 行政庶務係
指標	H28	H29	H30							
町の課長係長に占める女性職員の比率（%）	16.2	20	29.2							
	<p>【03】農業担い手の育成支援</p> <p>●持続可能な農業経営を推進するため、農業担い手の育成支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援体制を充実させます。（農地・経営相談員の設置） ・認定農業者連絡会や若手農業者グループ若武者等の担い手組織活動を支援します。 ・農村女性ネットワーク、農村生活マイスター、農業女子等農業担い手となる女性グループの活動を支援します。（新たな活動グループの立ち上げ支援） 	産業観光課 農業振興係								

第3節 基本目標3 共に支えあう家庭づくり

現 況	課 題
<p>◇若い世代においては男女にかかわらず家事の役割分担をしている家庭があるとの報告事例がありました。一方中高年に家事育児は女性が担うという観念を持つ方がいます。</p>	<p>◆家庭の日等を利用し家族の家事育児介護等の役割分担について話し合いを持つ機会が各家庭で設けられることにより、一層の男女共同参画の運動が広まる事が期待されます。家庭の日の存在が多くの町民に認知されていません。</p>

基本事業	事業の内容	担当課係名
①家庭と仕事の調和	<p>【01】 家庭の日のPRと実践展開</p> <p>●<u>家庭の絆と家族の相互理解を深めることのできるよう、「家庭の日」をPRします。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館報への掲載、小・中学校への呼びかけを行っていきます。 ・毎月第3日曜日を「家庭の日」と設定しチャンネルユー等でPRします。 ・「家庭の日」は社会教育施設を夜間閉館とします。 	生涯学習課 生涯学習・男女共同参画係

A red ribbon graphic with a black drop shadow, featuring the text '第3部' and '目標指標' in white.

第3部
目標指標

目標指標

第5次松川町男女共同参画推進プランでは、以下のとおり数値目標を設定します。

目標指標	説明	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和5年度)
町審議会等への女性登用率	現在の比率以上とし、1/3を目標とします。	24.3%	33.3%
男女共同参画推進に関わる出前講座自治会単位での開催	自治会単位での学習会を年間8回、プラン期間中の4年間で32回を目標とします。	20回(自治会)	32回(自治会)
町の課長係長に占める女性職員比率	現在の比率以上とし、1/3目標とします。	29.2%	33.3%

資料編

松川町男女共同参画推進委員会

■ 諮問

元松教生第 75 号
令和元年 12 月 26 日

松川町男女共同参画推進委員会会長 様

松川町長 宮下 智博

第 5 次松川町男女共同参画推進プランの策定について（諮問）

松川町男女共同参画推進条例（平成 20 年条例第 7 号）第 24 条の規定に基づき、次の事項について諮問します。

○ 諮問

第 5 次松川町男女共同参画推進プランの策定について、貴推進委員会の意見を求めます。

■ 答申

令和 2 年 3 月 11 日

松川町長 宮下 智博 様

松川町男女共同参画推進委員会
会長 米山 俊孝

第 5 次松川町男女共同参画推進プランについて（答申）

令和元年 12 月 26 日付けで諮問のありました第 5 次松川町男女共同参画推進プランについて慎重に審議した結果、適正なものと認めます。

なお、プランの推進にあたっては、審議経過における各委員の意見を十分に尊重されるよう要望します。

■松川町男女共同参画推進条例

○松川町男女共同参画推進条例

平成20年3月19日
条例第7号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第11条—第22条）

第3章 松川町男女共同参画推進委員会（第23条—第26条）

第4章 補則（第27条）

附則

国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の採択など国際社会における取り組みと連動しながら、男女平等の実現に向けた取り組みが進められてきました。

松川町においても、緑と水と太陽の栄える男女共生のまち まつかわの実現を目指して、男女共同参画推進プランを策定し、さまざまな取り組みを計画的に展開してきました。しかし、今もなお性別によって役割を固定的にとらえる意識やそれに基づく社会慣習は依然として根強く、真の男女平等な社会の実現にはなお一層の努力が必要です。

こうした中で、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、少子高齢化の進展や社会経済情勢の大きな変化に対応していくためにも重要な課題となっています。

このような認識の下、町と町民と事業者が協働して男女共同参画社会を早期に実現することを目指して、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に実施することにより、松川町における男女共同参画社会の実現を図ることを目的とします。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- （1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいいます
- （2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に与えることをいいます
- （3）町民 町内に居住する者、または町内で働き、若しくは学ぶ者その他町内で活動するすべての者をいいます
- （4）事業者 町内において事業を行う個人、法人その他すべての者をいいます
- （5）各種団体 自治会、区会、公民館及び町内において町民の福祉の向上のための活動を行う非営利

の団体をいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次の各号に掲げる基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり行われなければなりません。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的扱いを受けることなく、あらゆる分野でその能力を発揮する機会を確保すること
- (2) 男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性と生殖に関して、互いの意思を尊重し、ともに健康な生活を営む権利が尊重されること
- (3) 性別による固定的な役割分担意識から生じた社会における制度または慣習を見直し、男女が自らの意志で多様な生き方を選択できるよう配慮されること
- (4) 男女が社会の対等な構成員として、町その他の団体における政策または方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること
- (5) 家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員として責任を持ち、その役割を果たすとともに、それ以外の社会生活との両立ができるよう配慮されること
- (6) 男女共同参画の推進に関する国際社会の取り組みと協調すること

(町の責務)

第4条 町は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含みます。以下同じ。）を総合的に策定し、実施するものとします。

2 町は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、町民、事業者と協働の下に行うとともに、国、県及び他の地方公共団体と連携するものとします。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、職場、家庭、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画するとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策を理解し、協力するよう努めなければなりません。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動に参画することができる体制及び職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立することができる環境の整備に努めるとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策を理解し、協力するよう努めなければなりません。

(教育活動等における男女共同参画の推進)

第7条 教育関係者は、学校教育及び社会教育その他のあらゆる教育活動及び学習活動の場において、基本理念に配慮した教育または指導を行うよう努めなければなりません。

(地域における男女共同参画の推進)

第8条 各種団体は、その活動において、男女共同参画を推進するよう努めなければなりません。

2 各種団体は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策を理解し、協力するよう努めなければなりません。

(性別による人権侵害等の禁止)

第9条 町民は、職場、家庭、地域、学校その他の社会のあらゆる場において、次に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 性別による人権侵害や差別的な取扱い
- (2) 男女間における身体的または精神的な苦痛を与える暴力的行為
- (3) セクシャルハラスメント（性的な言動または性別による固定的な役割分担意識から生じた言動により個人に不快感若しくは不利益を与たり、または生活環境を害することをいう。）、パワーハラスメント（権力や地位を利用した嫌がらせ）等

(情報の表示に関する留意)

第10条 町民は、不特定多数の者に対して表示する情報（広告、ポスター、看板等）において、次に掲げる表現を行わないよう努めなければなりません。

- (1) 性別による固定的な役割分担及び男女間の暴力等を助長し、又は連想させる表現
- (2) 過度の性的な表現

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第11条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「男女共同参画計画」といいます。）を策定するものとします。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとします。

- (1) 男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、男女共同参画計画の策定に当たっては、町民及び事業者の意見が反映されるよう努めるとともに、松川町男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとします。

4 町長は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとします。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用します。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第12条 町は、男女共同参画社会づくりに影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり取り組むよう配慮するものとします。

(実施状況の公表)

第13条 町長は、毎年度男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとします。

(調査研究)

第14条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策の策定または施策を効果的に実施するため必要な調査及び研究を行うとともに、必要に応じてその結果を公表するものとします。

(積極的改善措置)

第15条 町長その他の執行機関は、その設置する附属機関の委員等を任命し、または委嘱するに当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の委員等の数の均衡を図るよう努めるものとします。

2 町は、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる場における活動において、男女間に参画する機会に

資料編

格差が生じている場合は、町民、事業者及び教育関係者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとします。

(理解を深めるための措置)

第 16 条 町は、職場、家庭、地域、学校その他の社会のあらゆる場において、町民、事業者及び教育関係者が男女共同参画の基本理念に対する理解を深められるよう、情報の提供、広報啓発活動の充実その他必要な措置を講ずるものとします。

(教育及び学習の機会の充実)

第 17 条 町は、男女共同参画に対する関心と理解を深め、男女共同参画が定着するよう町民の学習を支援するとともに、職場、家庭、地域、学校その他の教育の場において必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

(町民等の活動に対する支援)

第 18 条 町は、町民及び事業者等が男女共同参画の推進に関して行う活動に対し、情報の提供、人材の育成その他の必要な支援を行うものとします。

(家庭生活における活動と他の活動との両立の支援)

第 19 条 町は、男女が共に家庭生活における活動と職業生活等社会における活動とを両立することができるよう、子育て及び家族の介護等において必要な支援を行うよう努めるものとします。

(事業者への支援等)

第 20 条 町は、事業者に対し、第 15 条及び第 18 条に定めるもののほか、雇用における男女の平等な機会及び待遇の確保に関する事業者の取り組みを促進するため、情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとします。

(町の職場における環境整備等)

第 21 条 町は、町の職員が勤務する職場において、次に掲げる取り組みを行うものとします。

- (1) 性別による固定的な役割分担意識を払拭するための取り組み
- (2) 男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うための支援
- (3) セクシャルハラスメントその他の男女共同参画社会づくりを阻害する要因による人権侵害のない環境の整備

2 町は、町の職員について、女性の登用を促進し及び職域を拡大するための総合的な取り組みを推進するものとします。

(苦情及び相談への対応)

第 22 条 町長は、町民及び事業者から、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し苦情の申し出を受けたときは、関係機関と連携を図り、適切な措置を講ずるものとします。

2 町長は、前項の措置を講ずるに当たって必要があると認めるときは、松川町男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとします。

3 町長は、町民から性別による権利侵害に関する相談の申し出を受けたときは、関係機関と連携を図り、適切な措置を講ずるよう努めるものとします。

第 3 章 松川町男女共同参画推進委員会

(設置)

第23条 男女共同参画を円滑に推進するため、松川町男女共同参画推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。

(任務)

第24条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項について、町長に意見を述べることができます。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 男女共同参画施策の推進及び評価に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項

(組織等)

第25条 委員会は、委員12人以内をもって組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはなりません。

- 2 委員は、有識者及び関係団体の代表者等のうちから町長が委嘱します。
- 3 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 4 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員が互選します。
- 5 会長は、会務を総理し、委員会を代表します。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理します。

(会議)

第26条 委員会は、会長が招集し、会長が会議の議長となります。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができません。
- 3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

第4章 補則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行します。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に策定され、公表されている男女共同参画計画は、第11条の規定により策定され、公表されたものとみなします。

■令和元年度 松川町男女共同参画推進委員会 委員名簿

役職	氏名	所属団体等	備考
委員	米山 俊孝	松川町議会議長	
委員	松井 悦子	松川町議会社会文教委員長	プラン推進委員
委員	小沢 誠	松川町公民館長	プラン推進委員
委員	松下 敏章	松川町農業委員会会長	
委員	小沢 文人	松川町商工会長	
委員	大澤 今男	松川町区長会長	
委員	宮島 和子	松川町女性団体連絡会長	プラン推進委員
委員	宮下千波	松川町婦人会長	プラン推進会議会長
委員	佐々木 ひで子	農村女性ネットワークまつかわ代表	プラン推進委員
委員	塚本 千代美	松川町消費者の会会長	プラン推進委員
事務局	塩倉 智文	生涯学習課長	事務局
事務局	片桐比呂巳	生涯学習課 生涯学習・男女共同参画係長	事務局

■令和元年度 松川町男女共同参画地区推進員 名簿

地区	区長推薦		地区公民館長推薦	
	氏名	自治会	氏名	自治会
古町	知久 利之	古町中部	小池 しのぶ	古町北部
上新井	林 新吾	宮坂	田中 真喜子	弥久司
名子	西條 和男	北垣外	北村 みほ	名子中部
上大島	矢澤 千鳥	大島上部	大東 京子	檜原
上片桐	宮澤 正秋	中荒町	紫芝 光雄	鶴部
福与	北林 昇	間沢	谷口 真盛	間沢
生東	下澤 洋貞	中山	下澤 健治	長峰
部奈	林 俊二	部奈	唐澤 秀樹	部奈2

松川町男女共同参画プラン推進会議

■松川町男女共同参画プラン推進会議設置要綱

○松川町男女共同参画プラン推進会議設置要綱

平成20年3月19日

告示第30号

(設置)

第1条 この要綱は、男女共同参画社会づくりを目指して、松川町男女共同参画推進プランに掲げる施策を実践するため、松川町男女共同参画プラン推進会議（以下「プラン推進会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 プラン推進会議の任務は次のとおりとする。

- (1) 松川町男女共同参画推進プランの事業推進に関すること
- (2) 男女共同参画社会づくりのための研修及び啓発等に関すること
- (3) 男女共同参画社会づくりに関する調査研究及び阻害要因等の改善に関すること
- (4) その他男女共同参画社会づくりに関すること

(組織)

第3条 プラン推進会議は、委員18名以内で組織する。

2 委員は、男女共同参画社会づくりに関し識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

3 プラン推進会議には必要があると認めるときは、プラン小委員会を設けることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 プラン推進会議に会長及び副会長を各1名置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 プラン推進会議は、会長が招集し会長が議長となる。

2 プラン推進会議は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

■令和元年度 男女共同参画プラン推進会議 委員名簿

役職	氏名	所属団体等
委員	松井 悦子	松川町議会社会文教委員会
委員	久保田志げ子	松川町農業委員会
委員	下平 英俊	松川町認定農業者連絡会
委員	佐々木 ひで子	農村女性ネットワークまつかわ
委員	北沢 ひろみ	J A松川女性部
委員	宮下千波	松川町婦人会
委員	塚本千代美	松川町消費者の会
委員	宮島 和子	農村生活マイスター
委員	長谷部 弘子	味の里まつかわ
委員	高島 悦子	松川町商工会女性部
委員	矢野 悟	若武者
委員	山崎 明梨	PTA3 校連絡協議会当番校（松川中学校）
委員	田中ふじえ	ノントンの会
委員	小池 健太	保育園保護者会連絡会（上片桐保育園）
委員	小沢 誠	公民館長
事務局	塩倉 智文	生涯学習課長
事務局	片桐比呂巳	生涯学習課 生涯学習・男女共同参画係長

■策定経過

日 時	会 議 名
令和元年6月26日	第1回男女共同参画プラン推進会議（プラン策定について）
令和元年7月25日	第2回男女共同参画プラン推進会議（プラン策定について）
令和元年9月19日	第3回男女共同参画プラン推進会議（プラン策定について）
令和元年12月26日	第5次松川町男女共同参画推進プランの策定について（諮問）
令和2年1月30日	パブリックコメント（～2月28日まで）
令和2年3月11日	第5次松川町男女共同参画推進プランについて（答申）



松川町役場 生涯学習課

〒399-3303

長野県下伊那郡松川町元大島 3823

TEL 0265-36-3111 (代表)

0265-36-2622 (直通)

FAX 0265-36-5091
